



平成 18 年 5 月 9 日

各 位

会社名 株式会社 日本 触 媒
代表者名 代表取締役社長 近藤 忠夫
(コード番号 4114 東証・大証 各第 1 部)
問合せ先 総 務 部 長 内海 勝議
(TEL 06-6223-9111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 9 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 21 日開催予定の第 94 期定時株主総会に定款変更議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

・ 定款変更の目的

1. 平成 18 年 5 月 1 日に、「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が施行されたことに伴い、次のとおり変更を行なうものであります。
 - (1) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 4 条(機関)を新設するものであります。
 - (2) 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
 - (3) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則および会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減に資することができるよう、第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - (4) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
 - (5) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更および字句の修正を行なうものであります。
 - (6) 上記各変更に伴う条数の変更を行なうものであります。
2. 取締役会の機動的な運営に向けて最適な体制を構築するため、取締役の員数の上限を設定するものであります。

・ 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

・ 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 21 日(水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 21 日(水曜日)

別 紙

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(機関)</p> <p><u>第4条</u> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p>
第4条	第5条
<p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p><u>第5条</u> 当社が発行する株式の総数は4億2千4百万株とする。<u>ただし、株式の消却が行なわれた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p><u>第6条</u> 当社の発行可能株式総数は4億2千4百万株とする。</p>
(新 設)	<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株券を発行する。</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。 当社は1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元株式数は1,000株とする。 当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p>
<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」と</p>	<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p><u>第10条</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」と</p>

<p>という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>いう。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>(名義書換代理人) <u>第9条</u> 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、单元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する業務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) <u>第11条</u> 当社は株主名簿管理人を置く。 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他株主名簿等、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する業務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p style="text-align: center;"><u>第10条</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第12条</u></p>
<p>(基準日) <u>第11条</u> 当社は毎年3月31日最終の株主名簿等に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使することのできる株主とする。 <u>前項のほか、本定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主をもって、株主の権利を行使することのできる株主とすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第12条</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第13条</u></p>
	<p>(定時株主総会の基準日) <u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権</p>

(新設)	<u>の基準日は、毎年3月31日とする。</u>
<u>第13条</u>	<u>第15条</u>
(新設)	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は特に法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。 商法第343条の規定によるべき決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u>	(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。 会社法第309条第2項に定める決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</u>
(議決権の代理行使) 第15条 株主またはその法定代理人は当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人はあらかじめ代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第18条 株主またはその法定代理人は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人はあらかじめ代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。
(議事録) 第16条 株主総会の議事はその経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印してこれを当会社に保存する。	(議事録) 第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに <u>その他法令に定める事項については議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印してこれを当会社に保存する。</u>
(員数) 第17条 当会社に取締役 <u>3名以上</u> 、監査	(員数) 第20条 当会社に取締役 <u>16名以内</u> 、監

<p>役 3 名以上を置く。</p>	<p>査役 3 名以上を置く。</p>
<p>(選任) <u>第 1 8 条</u> 取締役ならびに監査役は株主総会において選任する。 取締役ならびに監査役の選任については、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれをなす。</u> 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>(選任) <u>第 2 1 条</u> 取締役ならびに監査役は株主総会において選任する。 <u>取締役ならびに監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u> 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>
<p>(任期) <u>第 1 9 条</u> 取締役の任期は<u>就任後 1 年内の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 監査役の任期は<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠のため選任された監査役の任期は退任した監査役の残任期間と同一とする。</p>	<p>(任期) <u>第 2 2 条</u> 取締役の任期は<u>選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 監査役の任期は<u>選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠のため選任された監査役の任期は退任した監査役の残任期間と同一とする。</p>
<p style="text-align: center;"><u>第 2 0 条</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第 2 3 条</u></p>
<p>(代表取締役) <u>第 2 1 条</u> 当会社を代表すべき取締役(代表取締役)は、取締役会の決議をもって<u>定める</u>。 代表取締役は取締役会の決議に基づき諸般の業務を執行する。</p>	<p>(代表取締役) <u>第 2 4 条</u> 当会社を代表すべき取締役(代表取締役)は、取締役会の決議をもって<u>選定する</u>。 代表取締役は取締役会の決議に基づき諸般の業務を執行する。</p>
<p>(役付取締役の選任) <u>第 2 2 条</u> 取締役会は、その決議をもって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p>	<p>(役付取締役の選定) <u>第 2 5 条</u> 取締役会は、その決議をもって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p>
<p>(相談役の選任) <u>第 2 3 条</u> 取締役会は、その決議をもって相談役若干名を<u>定める</u>ことができる。</p>	<p>(相談役の選定) <u>第 2 6 条</u> 取締役会は、その決議をもって相談役若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p>

第24条～第26条	第27条～第29条
<p>(報酬)</p> <p>第27条 取締役の報酬と監査役の報酬とは、これを区分して株主総会で定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役ならびに監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。</p>
<p>(営業年度)</p> <p>第28条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第31条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>(利益金処分)</p> <p>第29条 当社の利益金は、株主総会の承認を経て処分する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(利益配当ならびに中間配当)</p> <p>第30条 利益配当金は、毎年3月31日最終の株主名簿等に記載または記録の株主にこれを支払う。</p> <p>当社は取締役会の決議により毎年9月30日最終の株主名簿等に記載または記録の株主に中間配当として金銭の分配を行なうことができる。</p> <p>中間配当の有無、金額その他必要な事項は、前項の日から3月内に取締役会で決議する。</p> <p>利益配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(剰余金の配当ならびに中間配当)</p> <p>第32条 当社は、定時株主総会の決議をもって毎年3月31日を基準日として株主名簿等に記載または記録の株主に剰余金の配当を行なう。</p> <p>当社は取締役会の決議をもって毎年9月30日を基準日として株主名簿等に記載または記録の株主に中間配当として剰余金の配当を行なうことができる。</p> <p>中間配当の有無、金額その他必要な事項は、前項の日から3月内に取締役会で決議する。</p> <p>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは当社はその支払の義務を免れる。</p>